

高知市広告掲載物品等の寄贈に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知市広告掲載要綱第10条の規定に基づく広告が掲載された物品等（以下「広告掲載物品等」）の寄贈について、高知市広告掲載要綱（平成20年5月21日制定。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(寄贈希望者の公募)

第2条 市長は、広告掲載物品等の寄贈を受け入れようとするときは、当該寄贈を受け入れようとする物品等を指定し、必要な条件等を付して、寄贈を希望する者（以下「寄贈希望者」という。）を公募するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の公募は、高知市ホームページへの掲載等により行うものとする。

(寄贈の申請)

第3条 寄贈希望者は、広告掲載物品等寄贈申請書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、市長が指定する期日までに申請しなければならない。

(寄贈の選定)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、その内容について審査のうえ、寄贈をする者（以下「寄贈者」という。）を選定するものとする。

2 市長は、前項の規定による選考の結果を、当該申請をした寄贈希望者に通知するものとする。

(協定書の締結)

第5条 寄贈者は、市長と物品等の作製及び寄贈に関する協定を締結しなければならない。

(物品等の作製)

第6条 寄贈者は、広告掲載物品等に係る広告主、広告内容、色、形状等（以下「広告内容等」という。）の仕様について事前に市長と協議し、その承認を受けた後に当該広告掲載物品等を作製するものとする。

(広告内容等の変更)

第7条 市長は、広告内容等が要綱、この要領又は高知市広告掲載基準（平成24年3月8日制定）に違反していると認めたときは、寄贈者に対し、広告内容等の変更を求めることができる。

(経費の負担)

第8条 広告掲載物品等の作製に要する費用は、すべて寄贈者の負担とする。

(問題発生時等の対応)

第9条 寄贈者は、広告掲載物品等に関する一切の責任を負うものとする。

(使用の中止)

第10条 市長は、寄贈された広告掲載物品等に関し、何らかの問題が発生したときは、その使用を中止することができる。この場合において、市長は、速やかにその事実を当該寄贈者に通知するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、広告掲載物品等の寄贈に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年12月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年3月8日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

広告掲載物品等寄贈申請書

令和 年 月 日

高知市長

申請者 住所

氏名

印

（法人にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及
び代表者の氏名）

広告掲載物品等の寄贈について、下記のとおり申し込みます。

なお、広告掲載物品等の寄贈に当たっては、高知市広告掲載要綱、高知市広告掲載物品等の寄贈に関する要領及び高知市広告掲載基準を遵守します。

寄贈の内容 (品名・数量等)		
連絡先	ふりがな 担当部署	
	ふりがな 担当者名	
	電話番号	
	FAX 番号	
	メールアドレス	
添付書類等		